

平成23年度第1回景観審議会及び第1回景観計画検討庁内連絡会
での主な意見と対応について

1 平成23年度第1回景観審議会での主な意見と対応について

景観審議会での主な意見		対応
基礎調査 の報告	<ul style="list-style-type: none"> 4月から6月に基礎調査が行われている。もう終わっていると思うが、今日その内容が出てきていないのが残念。景観審議会でも調査結果を出してほしい。 	→今後、検討委員会や景観審議会などにおいて、調査結果をまとめた資料をお示しし、具体的な検討を行う。
意見交換会 の進め方	<p>○意見交換会の回数・地域・対象について</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見交換会の取り入れ方はどのように考えているか。意見を取り入れる窓口がもっと多い方がよいのではないかと。地域ごとの尊重されるべきものと変えていかなければいけないものがあると思う。そういう意見はくみ取っていただきたい。 意見交換会についていえば、関心がないから出ないのではなく、関心があっても出られない人が圧倒的に多い。そういう意味では、意見交換会を何回やっても難しい面がある。先日、まち並みウォッチングに参加して大変面白かった。そういう機会も聞かなければわからない。まち並みウォッチングの結果をこの場で話してくれてもよかった。 区民意見を引き出すことは非常に大切。しかし言うのは簡単だがやるのは非常に難しい。意見交換会もやり過ぎると言うことはない。可能な限りやって欲しい。 文京建築会で活動もしている。そういう人も地域の専門家としていろいろな意見を持っている。外の人意見を聞く場もあると良いのではないかと。 	→区全域を5地域に分け、おのこの2回開催。地区数を増やすのは物理的に難しい。主なテーマを基に自由にご議論いただきたい。
	<p>○意見交換会の進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見交換会を上手く使うべき。景観と言うと分かりにくくなってしまっているので、要するに見えているものをどうするのか、皆さんに語っていただくように、わかりやすく進めてほしい。 	→議論を活性化するため、導入において、既存の景観基本計画を基に、イメージしやすいよう複数の写真をお見せすることを考えている。

景観審議会での主な意見		対応
意見交換会の進め方	<ul style="list-style-type: none"> 意見交換を行うときは、ある程度文京区が考える景観というものを示したほうが、住民も考え易いのではないかと。 基準になるノモサシを示した方がよいのではないかと。 普通の区民の皆さんにとっては、「景観とは」というところから始めることが必要になるのではないかと。まず始めに、景観とはこういうものだとして説明して、景観に気をつけるとこんな良いことがあるということを理解していただくことが必要ではないかと。意見が効率的に出るような工夫が必要と。 	→今後検討する。
景観計画策定の方向性	<p>○景観計画の策定に当たって</p> <ul style="list-style-type: none"> 文京区の景観を良くするために、どこまでも際限なく規制するよりも区民の生活や働いている方の生活を考えた上で、節度のある範囲内での規制を考えてほしい。張り切り過ぎると息切れしてしまうのが心配と。 文京区らしさというコンセプトがあって、それを地域で絞っていくというやり方をすると、いい景観計画が作れるのではないかと。 区内全域を景観計画にしていくには相当な意気込みが必要と。景観を良くすることで経済的にもよくなるという方向にしていかなければならないと。 景観というのは、公のものとして価値を認めるかどうかということに関わっていると。そういう面で日本は文化的・歴史的に自分のものと公のものが明確に区分されてしまっていると。したがって時間がかかる。強引にやると反発もあるので景観行政は難しいと。あまりあせらない方がよいと。文化を育てていくくらいのつもりで考えていく方がよいと。 <p>○事例を参考に検討する</p> <ul style="list-style-type: none"> 真鶴町など国内の事例を参考にしたいと。 	

	景観審議会での主な意見	対応
景観計画策定の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 東京都区内でも景観行政団体に移行した区があるそうなので、そうした事例を参考にした方がよい。 	
重点地区の選定	<p>○重点地区の地区数について</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点地区は1地区でなければいけないのか。19エリアで調査を進めているということであれば、重点地区は1地区に限らず、もう少し多くてもいいのではないか。 全体的には緩やかに規制して、地域ごとにその地域にふさわしいやり方を選ぶべき。重点地区は1ヶ所、本当にうまくいきそうな場所で行って、それを区民にみてもらうことが第一歩。 法に基づくことによって規制力が強くなるというのが最大のメリットだと思うが、景観を議論する以上は私権を制限することは避けて通れない。大幅な制限というのが前提になると思うので、無理のない形で進めるためには、モデル地区を1つ2つ作って、そこで上手くいくなら広げていくという手法が正しいのではないか。 モデル地区は、1つでもいいから成功するところを見つけることが重要。是非良い場所を選んでいただきたい。 景観法は自分たちの地域づくりと密着していける。そこを前向きに検討してほしい。 <p>○重点地区の選定指標等について</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点地区を決めるのは、上から決める事ではなく、地域の方がやりますと言ってボトムアップで決まることが望ましい。 重点地区は熱意があるところでないと上手くいかないと思うので、指標にはそういうことをぜひ入れてほしい。 熱意から湧きあがるものが大きい。 根津のまちづくりをやった時に、住民の街への熱意を感じて、そういう中でワークショップをやっていくと盛り上がる。地域の思いを上手く引き出すようにしていけば良い意見が出てくると思う。 	<p>→地区住民との協働により、きめ細かい基準作成を行うため、地区数を増やすのは物理的に難しい。まずは1か所を定め、他地区への波及効果を狙い、モデル地区として先導的に景観形成を推進していく。</p> <p>→基本的には、区全域を対象に基準を定めるとともに、重点地区を1か所選定し、よりきめ細かい基準を定める。</p> <p>→地区の選定に当たっては、客観的な選定指標を検討することとしているが、地元の熱意についても取り入れて検討していきたい。</p>

	景観審議会での主な意見	対応
重点地区の選定	<ul style="list-style-type: none"> 重点地区の選定には、景観賞などこれまで積み重ねてきたものがあるので、そうしたものを利用できればよいのではないか。 モデル地区を設定する場合に、景観が悪い地区を選ぶのか、もともと良いところを選ぶのか。モデル地区を選ぶ際には、今まで住民の反対運動があったようなところは地盤が出来ているので、そういうところで進めていくと上手くいくのではないか。 	<p>→地区の選定については、検討委員会や景観審議会において、今後検討していく。</p>
事前協議制度	<ul style="list-style-type: none"> 今までの事前協議制度では実効性に乏しい。例えば高さの高いものが庭園の眺望を阻害している。それに対して区がどれくらい上乗せで規制をかけられるか。 	
景観形成の支援策	<ul style="list-style-type: none"> 「景観形成の支援策」は、今までやっている都市景観賞のようなことを指しているのか、新たな支援策を考えていくことを指しているのか。 	<p>→景観審議会等での意見を踏まえながら、新たな支援策を検討する。</p>
生活に密着した景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ポイ捨てや自転車を置き場所などはイタチごっこだった。景観法が施行されることでポイ捨てや自転車の駐輪に対しても踏み込むことができるのか。 自動販売機が道路に出ていて景観的にも良くない。自動販売機を景観の視点から見ることは可能なのか。 	<p>→ソフト面での規制については住民の合意があれば規制することは可能である。</p> <p>→事務局で確認する。</p>
景観審議会の意見の反映方法等	<ul style="list-style-type: none"> 景観審議会の意見は、検討委員会にどのように反映されるのか。検討に際して景観審議会がどのように関わるのか。 景観審議会は全体のまとめが中心。きめ細かい部分は検討委員会にお任せする。そこでポイントとなるのは、神田川の両岸の景観の調整のような他区との調整など、全体と部分の関係を景観審議会が主体的に扱うのがよいのではないか。 地域主導は原則だが、地域だけでは解決できない、コンセンサスが出来ない可能性もある。そういう場合は、区や景観審議会、検討委員会が主導で整理していくという視点もあわせて持つことも必要。景観行政団体になるのは文京区。行政計画としての効率性・運用性を視野に入れるべき。 	<p>→景観審議会での意見を踏まえ、検討委員会等において技術的、具体的な検討を行い、案をまとめて、景観審議会においてご議論いただく。</p>

景観審議会での主な意見		対応
都市マスタープランとの関連	<ul style="list-style-type: none"> 都市マスタープランもこれから審議する景観計画に関わる部分も多いと思う。お互い関連を持って議論していくのがよいのではないか。 	<p>→景観計画の内容を都市マスタープランの5年ごとの見直し時に反映することは可能である。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 景観賞を決めることは、地域の活性化にもっとつながるはずだった。景観賞は区報にも掲載しポスターもある。けれども景観賞って何と聞かれることがある。もっと広報して頂きたい。 広報のやり方を工夫した方が良いかもしれない。景観行政は、景観賞を含めて区民にメリットが目に見えるような形にしておくことが重要。 パブリックコメントの段階で示すのではなく、基礎調査の段階から住民に説明していく必要があるのではないか。 規制をしていく以上は、住民の意見が尊重されなければいけないが、そういう意味ではこのスケジュールは非常にタイトで無理があるのではないか。 緑地等はトラストなどで買い取っていただければよい。 トラストなど別の仕組みも考えて、もう少し多角的に進めていくと上手くいくのではないか。 	<p>→平成12年度より、景観基本計画を基に景観形成を推進してきており、一定の成果が上がっているため、これまでの取組を基に、新たな区独自のものを検討していくこととしていることから、現在想定しているスケジュールで検討を進めていきたい。</p> <p>→検討委員会や景観審議会において、今後議論していただきたい。</p>

2 第1回景観計画検討庁内連絡会での主な意見と対応について

景観計画検討庁内連絡会での主な意見		対応
景観改善の 手法	<ul style="list-style-type: none"> • 景観上の問題点を解決するために、補助金などを設けることは考えているか。例えば、坂に対して圧迫感を与えている建物や塀などを改善するためには、民有地に対してどんな対応をするのか。 	<p>→具体的な対策や基準は、これから検討していくが、新築や改築などを行うものに対して事前に協議し、基準によって誘導していく。例えば、近隣に風情のある擁壁があれば、その素材の連続性を意識することや植栽を施した擁壁にすることなど、実現が可能な程度の基準を作っていく。</p>
景観行政団体になる意義	<ul style="list-style-type: none"> • 景観行政団体になることで、協議が進めやすくなるのか。 	<p>→法に基づいた制限ができるようになる。できるだけ避けたいが、変更命令も可能である。</p>
重点地区	<ul style="list-style-type: none"> • なぜ重点地区の選定を今年度行う必要があるのか • 重点地区は、事務局でイメージしている地区はあるのか。 • 重点地区では、強い規制がかかるのか。 	<p>→重点地区の基準（景観形成基準③）は、景観形成基準①、②に比べてより具体的なものであり、地区住民との合意形成を図りながら作成していくことが重要である。前倒しのスケジュールで検討する必要があるため、今年度選定を行う。</p> <p>→区で決めている地区はない。客観的な選定指標を定めた上で、最終的には景観審議会で決定することとしている。</p> <p>→重点地区の基準は、より具体的なものになるが、建物の高さの規制については、景観地区の指定など、都市計画で定めない限りは難しいと考える。重点地区の規制は、例えば、商店街であれば、看板の素材や形態の統一といった基準をかけるようなイメージを持っている。</p>

景観計画検討庁内連絡会での主な意見		対応
重点地区	<ul style="list-style-type: none"> 重点地区は、景観的に良いイメージを維持していく地区なのか、それとも、あまり良くないイメージを改善していく地区なのか。 過去に、まちづくりに関する活動があった地区などは、候補にしないのか。 選定指標のひとつに「観光」とあるが、指標としては名詞がふさわしいので、「観光資源」とした方が良いのではないか。 	<p>→良いイメージを生かしていく地区を考えている。住民の意識が大切である。</p> <p>→選定指標として一番大きいものは、住民の意識や関心の高さである。こういった地区は候補にしていければいいと考えている。</p> <p>→意見どおりに修正する。</p>
意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> 意見交換会はどのような形式で実施するのか。 ワークショップで重点地区を決めるのか。 	<p>→ワークショップ形式で、区民の意見を聞く形で実施する。区内5か所で2回ずつ開催する。</p> <p>→重点地区を選定するための指標やその候補となり得る地区を挙げてもらうことを考えている。</p>
パブリシティ (広報・宣伝)	<ul style="list-style-type: none"> 文京区は先進的に景観行政を行ってきた実績がある。これまでの取組の整理とパブリシティ（広報・宣伝）が最も大切になるのではないか。 	<p>→国は、地方自治体が先進的に景観行政に取り組んできたことをまとめて、後追いで景観法を制定した。文京区は景観行政の実績があり、その取組を疎かにはしてきていない。これまでの取組は自主条例によるものであるが、景観法に基づく景観行政団体となり、新しい考え方も取り入れた計画をつくっていくことで、景観形成に対する区の積極的な姿勢をアピールしていく。</p>

景観計画検討庁内連絡会での主な意見		対応
景観重要建造物	<ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物と文化財が重なって指定された場合、所有者は混乱するのではないか。 ・景観重要建造物の指定に当たっては、補助金制度等は考えているのか。 	<p>→区の指定文化財については重ねて指定することができるが、文化財保護法によって指定された文化財については、景観重要建造物には指定できないこととなっている。指定に当たっては、法的には所有者の同意は不要だが、実務上は協議、調整することとなる。</p> <p>→補助金制度等の具体的な内容については、まだ検討していない。</p>
景観重要樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・景観重要樹木の指定方針とは、具体的な数値を示した基準を定めるのか。 ・みどり公園課で定めている保護樹木の指定に関する基準も変えていく必要があるのか。 ・所有者から指定の申し出があった場合は、事務局は積極的に交渉する姿勢なのか。また、保護樹木に指定されていても開発時には伐採されてしまうことが多いが、景観重要樹木はどのような制度になっているのか。 	<p>→定性的な内容の方針を示すことになると考えている。</p> <p>→関係する事業については、具体的に検討が進む中で所管課と調整していく。</p> <p>→指定に当たっては、法的には所有者の同意は不要であるが、補助金等がないと難しいと考える。実務上は協議、調整することとなる。また、景観重要樹木を伐採する場合は、区長の許可が必要となる。</p>